

住民票等のコンビニ交付サービスを利用するには、マイナンバーカードが必要です!

問合せ先 市役所戸籍住民課 (☎31-4523)

●マイナンバーカードとは

マイナンバー(個人番号)が記載されたICチップ付きのプラスチック製のカードで、券面に氏名、住所、生年月日、性別、本人の顔写真等が表示されます。本人確認のための身分証明書として利用できるほか、住民票等のコンビニ交付、e-Tax等の電子証明書を利用した電子申請、今後予定されているマイナポイントなど、さまざまなサービスに利用できます。
※初回は無料でカードを作成することができます。申請は任意です。



●マイナンバーカードの申請から交付までの流れ

個人番号カード交付申請書に記入の上、顔写真を貼り付けて郵送するか、次の申請方法もできます。
●スマートフォン(WEBSITE) ●パソコン(WEBSITE) ●まちなか証明写真機

マイナンバーカードが出来上がり次第、市役所から交付通知書(ハガキ)を送付します。

通知カード、本人確認書類、交付通知書を持参の上、本人が指定された交付場所(市役所防災庁舎、阿寒町行政センター、音別町行政センター、阿寒湖温泉支所)へ来てください。
※ご本人が来られない場合や15歳未満の方は、戸籍住民課(市役所防災庁舎2階)までお問い合わせください。

本人確認後、暗証番号を設定します。※数字4桁と、英字(大文字)と数字の組み合わせで6~16桁

その場でマイナンバーカードを交付します。

※これは従来型の交付時来庁方式の流れです。

本人確認書類 ●運転免許証、パスポート、身体障害者手帳など公的機関が発行する顔写真付きの書類は1点。
●上記をお持ちでない方は、「氏名・生年月日」または「氏名・住所」が記載され、市長が適当と認める2点(※)。
(※)健康保険証、年金手帳、医療受給者証、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳

※詳しくは、通知カードに同封されている説明書や「マイナンバーカード総合サイト」で確認してください。
URL <https://www.kojinbango-card.go.jp/>



まだの方は

**今すぐ
マイナンバーカードの
申請を!**



(注) 申請から交付まで1か月程度かかります。
(注) 交付申請書が手元にない場合は、戸籍住民課(市役所防災庁舎2階)までお問い合わせください。
(注) 令和元年度の「マイナンバーカード取得促進キャンペーン」は終了しました。令和2年度も実施します。

3月2日(月)から市役所の窓口で電子マネー、クレジットカードなどが使えます

問合せ先 市役所都市経営課企画担当 (☎31-4502)

3月2日(月)から、戸籍住民課、市民税課の窓口で、住民票や課税証明などの交付手数料を、電子マネーなどで支払うことができる実証実験を開始します。財布から現金を取り出す手間がかからず、支払いがスムーズです。ぜひ、便利なキャッシュレスをご利用ください。

●対象となる手数料等及び取扱窓口

「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」などの交付手数料

⇒戸籍住民課窓口(防災庁舎2階)

「所得(課税)証明書」などの交付手数料

⇒市民税課窓口(本庁舎1階)、戸籍住民課窓口(防災庁舎2階)

※市税や国民健康保険料、水道料金などの支払いには利用できません。
※行政センター、各支所では利用できません。

キャッシュレス決済利用イメージ



問合せ先

・利用できるキャッシュレスに関すること→都市経営課企画担当
・窓口での各種証明書発行等に関すること
→戸籍住民課(☎21-6812)、市民税課(☎31-4513)

●利用できるキャッシュレスの種類

<クレジットカード> JCB、VISA、Mastercard、AMERICAN EXPRESS、Diners Club、日専連カード、NCカード、イオンカード
<電子マネー> QUICPay™(クイックペイ)、WAON、楽天Edy、nanaco、iD、交通系IC(Kitaca、Suica、PASMOなど)
<QRコード> LINEペイ、メルペイ、ゆうちょペイ



※市役所窓口でのチャージ(カードへの入金)はできません。
※取り扱いサービスについては変更となる場合があります。